

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4）に関する事項

第1病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師、
准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

<朝8時30分から夕方4時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

第2病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師、
准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

<朝8時30分から夕方4時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 4 人以内です。

地域包括ケア病棟入院料 2 に関する事項

第 3 病棟では、1 日に 1 3 人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

<朝 8 時 3 0 分から夕方 4 時 3 0 分まで>

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。

<夕方 4 時 3 0 分から朝 8 時 3 0 分まで>

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 2 8 人以内です。

療養病棟入院基本料 1 に関する事項

第 6 病棟では、1 日に 4 人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。4 人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分から夕方4時30分まで、
看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

- ・夕方4時30分から朝8時30分まで
看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

回復期リハビリテーション病棟入院料1に関する事項

第7A病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

<朝8時30分から夕方4時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は13人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は39人以内です。

回復期リハビリテーション病棟入院料3に関する事項

第7B病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

<朝8時30分から夕方4時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は33人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は33人以内です。

緩和ケア病棟入院料2に関する事項

第8病棟では、1日に3人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の配置は次のとおりです。

<朝8時30分から夕方4時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

<夕方4時30分から朝8時30分まで>

看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。